

だい かいけんとうかい ぎろん  
第 2 回 検討会の 議論 について

1 だい かいけんとうかい ぎだい じょうれい きてい ていぎ  
第 2 回 検討会の 議題 1 「条 例 に 規定 する 定義 について」

ぎろん じこう ぜんかいていじないよう  
【議論 いただきたい 事項】 (前回 提示 内容)

- じょうれい こっし あん では、「しょうがい ひと じぎょうしゃ しゃかいてきしょうへき しょうがい  
の 社会モデル」の 4 つの 用語 について 定義 規定 を 置く こと として います。
  - 「しょうがい ひと じぎょうしゃ しゃかいてきしょうへき ていぎ しょうがい りゆう  
る 差別 の 解消 の 推進 に関する 法律 (しょうがいしゃ さべつかいしょうほう じゅん  
たい と 考 えて おります。
  - 「しょうがい しゃかい ていぎ せいふ へいせい ねん がつ は つ か はつびょう  
ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 に 準 ずる こと に したい と 考 えて おります。
  - これらの こと について、なに ごいけん は あります か。
- ※ なお、なに さべつ について、じかい しょうがい りゆう さべつ  
いて」で 議論 すること として おり、こんかい もくてき りねんとう じょうれい そうそくぶぶん  
に 規定 する 定義 について 議論 を いただきたい。

## おも かいけん ＜主な御意見＞

### しょうがい ひと 【障害のある人について】

ていぎ せつめい なか はったつしょうがい なんびょう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい  
定義の説明の中で、発達障害と難病を、身体障害、知的障害、精神障害

へいれつ きさい  
と並列させて記載していただきたい。

### しゃかいてきしょうへき 【社会的障壁について】

ていぎ せつめい なか ひとびと さべついしき へんけん ふく  
定義の説明の中で、「人々の差別意識や偏見」というものも含めるべきでは  
ないか。

### しょうがい しゃかい 【障害の社会モデルについて】

ていぎ せつめい なか しょうがい こじん きとうしょうがい しゅうい たいど かんきょう  
定義の説明の中で、「障害とは、個人の機能障害などと、周囲の態度や環境  
による社会的障壁との間で生じる相対的なものと捉えるモデル」であるこ  
とが分かるようにすべきである。

### た 【その他】

じょうれい さだ ていぎ きょうせいしゃかい ことば ていぎ  
条例に定める定義について、「共生社会」という言葉についても定義して  
はどうか。

## 2 第2回検討会の議題2 「関係者の役割・責務について」

### 【議論いただきたい事項】（前回提示内容）

- 条例の骨子(案)に基づき、関係者の責務・役割として、以下の内容を規定することを想定しています。

#### ① 県の責務

県は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消並びに情報の取得及びコミュニケーション支援の促進に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

#### ② 市町村、県民及び事業者との連携

県は、障害を理由とする差別の解消並びに情報の取得及びコミュニケーション支援の促進に関する施策を策定し、実施するに当たっては、市町村、県民又は事業者と協力し、連携して取り組むものとする。

#### ③ 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消並びに情報の取得及び

コミュニケーション支援しえん そくしん かんの促進せさく きょうりょくに関する施策つとに協力するよう努めるものとする。

④ 財政上の措置ざいせいじょう そち

県は、障害けんを理由しょうがい りゆうとする差別さべつの解消かいしょうおよ及び情報じょうほうの取得しゅとくおよ及びコミュニケーション支援しえん そくしん かんの促進せさく すいしんに関する施策ひつようを推進ざいせいじょうするため、必要な財政上の措置そち こうを講ずるよう努めるものとする。

○ これらのことについて、何か御意見なに ごいけんはありますか。

＜主な御意見＞

【① 県の責務けん せきむについて】

ア 「障害しょうがいおよ及び障害者しょうがいしゃへの理解りかいの促進そくしんを図る」という文言はかを入れていただきもんごん いきたい。

イ 原案げんあんの「総合的そうごうてきな施策せさくを策定さくていし」という文言もんごんを「総合的そうごうてきかつ具体的ぐたいてきな施策せさくを策定さくていし」としてはどうか。

ウ 社会的障壁しゃかいてきしょうへきを除去じょきよするための施策せさくを策定さくていし実施じっしすることを加えてはどうか。

【③ 県民の役割けんみん やくわりについて】

ア 県が策定けんする施策さくていに協力せさくし、社会的障壁しゃかいてきしょうへきの除去じょきよに努めるつとことを加えてはどうか。

イ 県の施策に協力するだけでなく、県民が自ら差別の解消に努めることも加えてはどうか。

【④ 財政上の措置について】

財政上の措置として「講ずるよう努めるものとする」ではなく、「講ずるものとする」と規定してはどうか。

【説明】

→ 地方自治法上、予算の議決は議会の議決事項となっています。

【参考】

○ 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

一 略

二 予算を定めること。

【その他】

ア 介助者や介助員の役割も規定してはどうか。また、その際には、意思疎通支援員等、もう少し幅の広い内容も含める必要があるのではないか。

イ 障害当事者が、障害及び社会的障壁を伝え、理解を得る努力を規定し

てはどうか。

ウ 障害当事者の努力規定を設けることについては、③の県民の役割の中で読める内容であり、また、障害当事者には多様性もあるので、あえて規定する必要はないのではないか。

エ 「コミュニケーション支援」の内容を示すべきではないか。

### 3 その他の事項について

#### ＜主な御意見＞

ア 条例に見直し規定を設けてはどうか。

イ 条例に前文を設けた方がよいのではないか。

#### 【説明】

→ 前文は、法令の各本条の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章です。

前文は、各本条とともに、その法令の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するものです。そのため、法律が制定されていない分野について条例制定した場合等には、前文を置き、各条項の解釈の基準を示すこともあります。

本検討会で議論している「障害のある人もない人も共生する社会づくり

じょうれい かしょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう ほんかん  
条例（仮称）」は、障害者差別解消法を補完するためのものであり、  
かくじょうこう かいしゃく ぎ ぎ しょう ばあい どうほう しょうがいしゃきほんほう  
各条項の解釈に疑義が生じた場合は、同法や障害者基本法にのっとり  
かいしゃく  
解釈することができます。

ウ じょうれい こっし あん しょうがいしゃ ぎゃくたいぼうし きてい  
条例の骨子（案）にはないが、障害者への虐待防止についても規定し  
てはどうか。

せつめい  
【説明】

→ ぎゃくたいぼうし ひじょう じゅうよう けんりょうご ひとつ ほんけんとうかい ぎろん  
「虐待防止」も非常に重要な権利擁護の一つですが、本検討会で議論して  
いる「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」は、「差別  
かいしょう じょうほうほしょう はしら じょうれい せいてい  
解消」と「情報保障」という2つの柱で条例を制定することとしており  
ます。

なお、ぎゃくたいきんし かん しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい  
虐待禁止に関しては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対  
するしえんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう へいせい ねん がつ せいてい  
支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月に制定さ  
れ、へいせい ねん がつついたち せこう  
平成24年10月1日に施行されています。

どうほう なんびと ぎゃくたい きんし ぎゃくたい ていぎ さだ  
同法では、「何人も」虐待を禁止するとともに、虐待の定義が定められ、  
ぎゃくたいはっけんじ はっけんしゃ つうほうぎ む しちょうそんしょうがいしゃぎゃくたいぼうし およ  
虐待発見時の発見者による通報義務、市町村障害者虐待防止センター及び  
とどうふけんけんりょうご せっちぎ む ぎょうせいきかん てきせつ けんげんこうしなど さだ  
都道府県権利擁護センターの設置義務、行政機関の適切な権限行使等が定め  
られているなど、しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぐたいてき ないよう  
障害者差別解消法よりも具体的な内容となっています。

エ 災害時の対応について規定してはどうか（第1回検討会での御意見）。

【説明】

→ 県が制定している「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」において、  
「防災上の配慮」を規定しています。

【参考】

○ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

第11条 県は、防災に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報

の提供、避難のための施設の確保等の施策の推進に努めるものとする。